

国民年金

保険料の免除申請

七月三十一日でしめきる

国民年金では、災害や病気、あるいは失業などのために生計が苦しく、保険料を納められない場合は、保険料の免除を受けることができます。

本年四月分から来年三月分までの保険料について免除を受けたい方は、七月三十一日までに申請して下さい。また、昨年度に引き続き免除を受けようとする方も、あらかじめ申請しておして下さい。生活が苦しいからといって、保険料を納めず、また免除も受けな

いままにしておきますと、将来の老齢年金はもちろん、万一の事故のときでも障害年金や母子年金などが受けられなくなります。保険料を納められないときは必ず免除の申請をしてください。

なお、障害年金や母子福祉年金を受けている方は、「法定免除」といって、届け出るだけで保険料が免除されることになっています。

保険料の免除を希望する方は、印かん持参のうえ、国民年金係の窓口で手続きをしてください。

ところで、保険料の免除を受けた場合、老令年金については、保

険料を納めた人に比べ、三分の一の低額になります。このため、免除を受けたときは、これからさき生活に余裕ができたときに免除を受けた期間の保険料について追納することをおすすめします。

優良納税組合長に感謝状

五月二十二日中央公民館で納税組合長会議が行われました。

この席で、多年にわたり納税組合長として、町財政の確立に寄与された次の方々には山武支庁長および町長から感謝状が贈られました。

- 山武支庁長感謝状
- 町原納税組合長 吉岡常二
- 横芝町長感謝状
- 本町第一納税組合長 田中忠治
- 横小前納税組合長 井上平四郎



役場二階の健康相談室を訪れた母と子

お気軽にご利用して下さい

健康相談室が役場の二階に開設されています。

この相談室は、町民の皆さんの病気、育児などの健康相談に応じています。

相談日は、土曜、日曜及び祝祭日を除いて、毎日開かれています。相談室を利用される場合は、あらかじめ福祉保健課にご連絡して下さい。皆さんの相談相手には、役場の福祉保健課江波戸保健婦が相談に応じております。



便利な振替納税制度を利用しましょう

七月は所得税の予定納税の月です。第一期分は七月一日から七月三十一日までの間に納めていただくことになっております。

納付が七月三十一日の納期限に遅れますと、八月一日から一か月間は年七・三％(一日当り百円につ

き二銭)の延滞税が年一四・六％(一日百円につき四銭)となります。そこで、納付には便利な振替納税制度の利用をおすすめいたします。

この制度は、ガスや電気料金、NHKの受信料金などの自動払いと同じように、銀行、信用金庫、信用組合、農協などの預金口座(普通貯金、当座貯金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金のいずれでもかまいません)から振替によって納税する方法です。

この方法ですと、税の納付書が税務署から納税者の指定した金融機関に送られ、預金口座から自動的に納付されることとなります。したがって、納税者がわざわざ税務署や銀行などへ出かけなくても確実に税金を納付することができ

ます。ぜひ、この便利な振替納税制度を七月の予定納税から利用されることをおすすめいたします。くわしくは、税務署が近くの銀行などにお問合わせください。